

2023年2月27日

ノバシステム株式会社

代表取締役社長 芳山 政安

問合せ先： 経営企画部 06-6479-8100

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、当社の事業活動が健全に行われ、企業価値の向上を継続的に追求するためには、コーポレート・ガバナンスが正常に機能していることが必要不可欠であると考えております。その根底にある認識として自律性を常とし、法令遵守体制の整備、多様な観点からの意見の尊重、柔軟な機関設計等を通じて、全てのステークホルダーとの良好な関係の構築に努めて参ります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則1-2④ 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

現時点では、株主に機関投資家及び海外投資家が存在しないため、議決権電子行使プラットフォームは導入していませんが、今後の株主構成に応じて採用を検討して参ります。

##### 【補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

中核人材の登用に際して、女性・外国人・中途採用者等を区別することはなく、能力や資質に応じて適材適所の登用を行っております。現時点では、具体的な測定可能な目標は設定していませんが、今後におきましては、数値目標や育成方針等を設定し、開示して参ります。

##### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金制度は、企業型確定拠出年金（100%）でありますので、該当事項はありません。

##### 【補充原則3-1② 海外投資家等の比率を踏まえた英文での情報開示・提供】

現時点では、株主として海外投資家が存在しないことから、英文での情報開示・提供は行っておりませんが、今後の海外株主の増加等の状況に応じて、英文での提供を検討して参ります。

##### 【補充原則4-1③ 最高経営責任者の後継者計画】

現時点では、代表取締役社長の後継者に係る計画は定めておりませんが、今後、後継者として必要とされる資質の定義、候補者の選定方法、育成方法等に関して、妥当性と透明性が担保された明確な手続き等の整備を検討して参ります。

【補充原則4-3③ 最高経営責任者の解任に関する手続き】

現時点では、代表取締役社長の解任に関する手続きを定めておりませんが、万一、代表取締役社長がその職責や使命に反する行為を行った場合や、機能発揮が不十分でステークホルダーからの期待に十分に答えることができていない場合等は、取締役会での検討、議論を重ねてその決議を行うこととなります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は現在、政策保有株式として、事業会社株式と関連会社株式を保有しております。事業会社株式は、取引発生可能性を考慮した政策保有であり、損失は回避するという前提条件のもと、当社保有分の時価総額が一定金額未満となった場合、都度取締役会にて売却の要否を検討することを基本方針としております。関連会社株式は、プログラム製造委託先としての関係強化及びAI関連技術をテーマとした共同研究活動の推進を目的とした政策保有であり、継続保有を行うことを基本方針としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者等管理規程に基づき、関連当事者等リストを継続的に更新し、新規取引開始時には当リストとの照合を行い、関連当事者等取引の該当有無を検知する仕組みを構築しております。関連当事者等取引に該当するとなった場合は、取引の合理性と取引条件の妥当性等の取引内容について審議し、独立役員、監査役の見解を踏まえた上で取締役会の承認を要することとなっております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念や経営戦略

当社のホームページ、有価証券報告書等にて開示しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額内で決定しております。個々の取締役の報酬額の決定にあたっては、全ての社外取締役、代表取締役社長、取締役経営企画部長で構成され、委員長は社外取締役が務める任意の報酬委員会が、役員報酬基準に沿った評価結果及び個別報酬額の妥当性等について審議し、取締役会への答申を行い、取締役会にて決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の管理職のうち事業部長につきましては、管掌取締役及び代表取締役社長の審議を経て取締役会が選解任を行い、部長につきましては、管掌取締役、代表取締役社長及び経営会議の審議を経て取締役会が選解任を行います。

取締役候補者の指名につきましては、各主管部門の役割及び職責を果たすために必要な知識・経験・能力を備えた者を選任することとしております。監査役候補者の指名につきましては、株主

総会への議案の付議に際し監査役会の同意を得て行っております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社の管理職のうち事業部長及び部長の個々の選任・指名理由につきましては、取締役会決議事項であるため、開示を行いません。取締役・監査役候補者の選任を行う際の、個々の選任・指名理由につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。

**【原則 3-1 ③ サステナビリティへの取組み】**

本報告書の「Ⅲ. 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況【環境保全活動、CSR 活動等の実施】」に記載しております。

**【補充原則 4-1 ① 取締役会の役割・責務】**

取締役会にて決議すべき事項としては、法令及び定款に規定された事項はもちろんのこと、取締役会規程及び職務権限表にて定めております。また、各取締役に対して委任する職務及び権限の範囲につきましては、組織規程、職務分掌規程、稟議規程、職務権限規程、職務権限表にて定めております。

**【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に準拠し、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に選任しております。

**【補充原則 4-1 0 ① 任意の独立した諮問委員会の設置】**

本報告書の「Ⅱ. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】」にて記載しております。

**【補充原則 4-1 1 ① 取締役の選任に関する方針】**

取締役の定数は定款で9名以内と定めており、現在の員数は6名（業務執行取締役4名、社外取締役2名）であり当社の企業規模に応じた体制となっております。また、適切な経営判断に資する取締役の構成の多様性も確保されております。業務執行取締役におきましては、各主管部門の役割及び職責を果たすために必要な知識・経験・能力を備えた者を選任すること、社外取締役におきましては、他社での経営経験を有し、独立した立場から客観的な意見を提起することができる資質を備えた人物を選任することとしております。今後におきましては、それら能力等を一覧化したスキル・マトリクスの作成を行い開示して参ります。

### 【補充原則4-1-1② 社外役員の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役の兼任状況につきましては、株主総会招集通知に記載しております。それぞれの役割及び職責を果たすために必要な時間を、当社の取締役会に対して費やすことができる合理的な兼任の状況であることを条件として選任しており、全員がその範囲内での兼任状況となっております。

### 【補充原則4-1-1③ 取締役会の実効性評価】

毎事業年度において取締役会の実効性評価を行うこととしており、2021年度の振り返りの結果、実効性向上に向けた施策として、経営会議の設置、継続的な議論の活性化、保有スキルの整理・明示化、役員研修の実施等を推進していくこととなりました。

### 【補充原則4-1-4② 取締役・監査役トレーニング】

取締役会の実効性向上に向けた施策として認識した役員研修としまして、外部専門機関の主催による株主総会に係る研修、インサイダー取引未然防止研修を実施いたしました。常勤監査役におきましては、日本監査役協会主催の研修への参加、開示ツール提供企業が提供するWebセミナーの受講等を積極的に行っております。また、新任の社外取締役及び社外監査役に対しては、当社事業及び業界についての説明会を実施いたしました。

### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

持続的な成長と中長期にわたる企業価値の向上を図るためには、株主との建設的な対話が必要不可欠であると考へており、適切な情報開示はもちろんのこと、決算説明会、機関投資家・アナリストミーティング、個人投資家向け説明会の開催、Web動画の配信等、多様な投資家に応じた対話の機会を積極的に設けて参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
芳山 政安	500,000	41.67
(株)シリウス	172,000	14.33
ノバシステム従業員持株会	117,500	9.79
内原 昌彦	48,000	4.00
河 鳳基	40,000	3.33
(株)インテック	40,000	3.33
林 潤	24,000	2.00
川上 秀樹	20,000	1.67
平山 貞美	20,000	1.67
成田 由奈	20,000	1.67
西山 仁徳	20,000	1.67

支配株主（親会社を除く）名	芳山政安
---------------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

(株)シリウスは、代表取締役社長芳山政安の資産管理を目的とする会社であります。
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件並びにその決定方法の妥当性について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
新谷 庄司	他の会社の出身者													
倉田 亨	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
新谷 庄司	○	—	生命保険業界において長年の経験を有しております。当社社外取締役就任後は、他社での社外取締役としての知見及び経験等も活かし、当社の経営及びガバナンス体制の強化に資することが期待されるため、選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いものと判断し、独立役員に指定しております。
倉田 亨	○	—	同業他社において要職を歴任する等、豊富な経験を有しております。当社社外取締役就任後はその豊富で多様な知見を活かし、取締役の業務執行に対する監督強化などガバナンス体制の強化に資することが期待されるため、選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いものと判断し、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4	4	2	2	0	0	社外取締役



#### 補足説明

当社は、取締役の報酬の決定に関する客観性を高めることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しており、全ての社外取締役、代表取締役社長、取締役経営企画部長で構成され、委員長は社外取締役が務めております。報酬委員会では、取締役報酬決定要領及び当要領の継続的な見直し要否の検討を行うと共に、役員報酬基準に沿った評価結果の妥当性等について審議し、取締役会への答申を行っております。また、今後におきましては、任意の指名委員会の設置も検討して参ります。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換や意見交換を行うことで、監査、監督の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松村 真恵	税理士													
森岡 久晃	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
松村 真恵	○	—	国税局での長年の経験を有しており、税務に関する専門的知見及び上場企業での監査等委員としての経験等を活かし、独立した立場で、監査体制の強化に資することが期待されるため、選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いものと判断し、独立役員に指定しております。
森岡 久晃	○	—	長年、弁護士として培ってきた専門知識・経験等を活かし、独立した立場で、監査体制の強化に資することが期待されるため、選任しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準に準拠して選任を行っており、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役又は社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入／ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、社内取締役の報酬決定に際しては、各社内取締役の業務執行役割に応じた業績に係る責任度を勘案した業績連動型報酬制度を導入しております。また、税制適格ストックオプションを社内取締役及び従業員に付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、社内取締役については、就任時期及び今後の事業成長への貢献期待度に応じて、従業員については、今後の業績拡大に対する貢献期待度等を勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在していないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

全ての社外取締役、代表取締役社長、取締役経営企画部長で構成され、委員長は社外取締役が務める報酬委員会にて、役員報酬基準に沿った評価結果の妥当性等について審議し、取締役会への答申を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートを行う選任部門や専任者は設置しておりませんが、取締役経営企画部長が窓口となり情報の伝達及び共有を行っており、その周辺のサポート業務を経営企画部経営企画課が担う体制となっております。

また、毎月の定時取締役会においては、議案や議題内容を可及的早期に把握することができ、取締役会へ臨むにあたっての事前準備がより可能となるよう、開催日の原則1週間前までに「取締役会招集通知【第1版】」を送付すると共に、開催日の2日前までに「同【確定版】」を送付しております。今後におきましても、取締役会での議論活性化に資する体制の整備に引き続き努めて参ります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会が開催されており、法令、定款及び関連規程に規定された当社の経営に関わる重要事項についての決定を行うと共に、取締役の相互牽制による監督機能も有しております。また、監査役3名(うち社外監査役2名)が出席し、その意思決定プロセスについてモニタリングが行われる体制となっております。

b. 監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、常勤監査役は、取締役会及び社内の重要な会議等へ出席し、代表取締役社長との意見交換、その他重要決裁書類の閲覧、定期的にと取締役及び使用人からのヒアリング等を行っており、社外監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる他、取締役の職務執行を監督しております。また、毎月の定時取締役会前に監査役会を開催し、「監査役監査規程」や「監査役会規程」に則り、監査計画の策定、監査実施状況や当社の現状報告等、監査役相互の情報共有を図っております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換や意見交換を行うことで監査、監督の実効性を高めております。

c. 報酬委員会

取締役の報酬の決定に関する客観性を高めることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しており、全ての社外取締役、代表取締役社長、取締役経営企画部長を委員として構成さ

れ、委員長は社外取締役が務めております。報酬委員会では、役員報酬決定要領及び当要領の継続的な見直し要否の検討を行うと共に、役員報酬基準に沿った評価結果の妥当性等について審議し、取締役会への答申を行っております。

d. リスクコンプライアンス委員会

当社事業におけるリスク認識及び取り巻く環境の変化に応じたリスクを評価及び検討を行うと共に、関係法令及び会社規程等の遵守の徹底を図ることを目的として、リスクコンプライアンス委員会を設置しております。リスクコンプライアンス委員会は四半期に1回開催され、リスクの定期的見直し、法令改正に伴う影響等の適時把握、情報の共有化、コンプライアンス抵触可能性事項発生時の対処の検討及び法令に基づく実務を確実に遂行するための定期報告等を行っております。

e. 会計監査人

仰星監査法人と監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計監査を受けております。

f. 内部監査室

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室（専任者3名）を設置し、独立した立場から内部監査を実施する体制を整えております。内部監査につきましては、内部監査計画に基づいて、経営方針、社内規程及びコンプライアンスの遵守状況等、業務活動が適正に行われているか定期的に監査を実施しております。監査結果につきましては、代表取締役社長に報告をし、改善が必要な場合は改善指示書を被監査部門に交付し、必要に応じてフォローアップを行える体制を構築しております。また、内部監査担当は、監査役及び会計監査人と定期的に情報交換や意見交換を行い、相互連携により監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模、事業内容等を勘案し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制として、社外取締役を複数名とした取締役会、監査役会設置会社が適切であると判断しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の発送が可能となるよう努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算会社であり、3月決算会社と比して集中日の度合いは低いものと考えておりますが、より多くの株主の皆様にご出席頂けるよう、株主総会日の設定について考慮して参ります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、電子投票制度は導入しておりませんが、今後の株主構成に応じて採用を検討して参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、議決権電子行使プラットフォームは導入しておりませんが、今後の株主構成に応じて採用を検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、株主として海外投資家が存在しないことから、英文での招集通知の提供は行っておりませんが、今後の海外株主の増加等の状況に応じて、英文での提供を検討して参ります。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現時点では未作成であります。ディスクロージャーポリシーを作成し、IR専用サイトを通じて公表する予定であります。	—
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点での開催は未定であります。個人投資家向け説明会の開催を定期的に行う予定としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	現時点での開催は未定であります。アナリスト・機関投資家向け説明会の開催を定期的に行う予定としております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の株主が存在しないことから、現時点での開催は検討しておりませんが、今後の海外株主の増加等の状況に応じて検討して参ります。	—

IR 資料をホームページ掲載	I R 専用サイトを開設し、各種資料を掲載する予定でありま す。	—
IR に関する部署(担 当者)の設置	適時開示責任者として、取締役経営企画部長を選任してお り、I R に関する業務は、経営企画部の経営企画課及び経理 財務課が担当する予定であります。	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	「経営理念」、「適時開示規程」、「インサイダー取引防止規程」において、ステ ークホルダーの立場の尊重について規定し、法令遵守、適切な情報開示、インサイ ダー取引の防止等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係を継続的に構築して 参ります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社の経営資源の根幹をなすものは人的資源であります。当社が事業活動を行い 企業価値の向上を図るためには、人的資源の充実化が不可欠であり、人的資本へ の投資：採用活動、教育や福利厚生に係る各種制度の導入、賃金水準の向上、在 宅勤務制度に代表される柔軟な働き方の導入等を継続的に取り組むことが働き がいを生み、企業価値の向上にも繋がっていくという正の循環がもたらされるも のと考えております。  現時点では、影響を及ぼす範囲が自社の事業活動内における直接的なステークホ ルダー（従業員、協力会社の技術者等）に限定されており、事業活動を通じて貢 献することが当社にできる最大限のものでありますが、将来的には、より広い概 念でのステークホルダーに対して直接的に影響を及ぼすことのできる活動も実 施していきたいと考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	迅速、正確かつ公平を旨とし、ステークホルダーに対して適時適切な会社情報の 提供を行うと共に、制度的開示のみならず自発的な情報開示にも努めて参りま す。
その他	—



## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当基本方針に基づき整備を進めております。

## 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は法令や定款の順守及び倫理に基づき誠実で公正な行動をすることを根幹とし、これを「コンプライアンス基本方針」に定める。
- (b) 取締役及び使用人は組織、職務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
- (c) 当社は、リスクコンプライアンス委員会を原則、四半期に1度開催し、取締役の業務執行が当社の事業上のリスクや法令遵守の状況を確認し、法令に適合する体制を構築している。

## 2) 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録など取締役の職務の執行に係る重要文書を文書管理規程に従い適切に保存・管理し、取締役はこれらの文書を常時閲覧可能とする。

## 3) 損失の危機の管理に関する規則その他の体制

- (a) 「リスクコンプライアンス規程」に基づき、リスクコンプライアンス委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害やリスクの拡大を最小限にとどめる体制を整備する。

## 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則、月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

## 5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置する体制をとる。
- (b) 当使用人の取締役からの独立性を確保するため、取締役の指揮、命令を受けないものとし、当使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意を得る。
- (c) 補助使用人への職務権限の付与、同使用人への指揮命令権を監査役が有する旨を明確にする等、監査役から同使用人への指示について、その実効性を担保するために必要な措置を講じる。また、補助使用人の評価については、監査役の評価を加味して行う。

## 6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したこと又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。
- (b) 監査役又は監査役会に対して、定期的に報告を行う事項及び報告を行う取締役を、監査役と協議して決定する。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
- (c) 内部通報制度に基づく通報及び監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「内部通報制度運用規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

8) その他の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- (b) 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を開催し、意見交換を行う。
- (c) 監査役と、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換等を通じて得られる多様な意見について、その提起を積極的に求める。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務諸表に係る内部統制の仕組みの構築を行い、継続的に評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

- (a) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく、毅然とした態度で臨むものとし、これらの勢力からの要求を断固拒否し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- (b) 顧問弁護士及び所轄警察署と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力等に対する基本方針」を定めており、当基本方針に基づき反社会的勢力排除に向けた整備を行っております。

当社は、社会に共存する一員としてその責務と使命を認識し、反社会的勢力等に対する基本方針を以下に定め、これを徹底します。

① 反社会的勢力等とは、絶対取引を行わない。

反社会的勢力等とは、絶対取引（当社事業活動における役務の提供、ソフトウェアの製作・販売、外注取引、仕入取引、物品等の購入、賃貸借等全ての金銭取引及び契約の有無等を問わない全ての関与をいう。）を行わない。

② 反社会的勢力等からの不当要求は、断固として拒否する。

反社会的勢力等からの不当要求は、当基本方針③～⑥、反社会的勢力等排除規程及び関連要領に基づき、断固として拒否する。

③ 組織的に対応する。

反社会的勢力等排除規程及び関連要領の制定、リスクコンプライアンス委員会の設置等を通じて、担当者個人や限られた者への過度な負担や責任が生じることが無いよう明確にすると共に、企業として組織的に対応する。

④ 専門機関と密に連携を図り対応する。

警察、弁護士、都道府県暴力追放推進センター等の専門機関との連携を図り対応する。

⑤ 法令に基づき対応する。

暴力団対策法、都道府県暴力団排除条例及び関連する全ての法令を適用し、弁護士等専門機関との連携を図り対応する。

⑥ 常日頃から継続的に取り組む。

契約書等への暴排条項の導入、取引開始前の反社チェックの徹底及び定期的更新、専門機関等による講習の受講、最新情報の入手、社内研修の実施等に継続的に取り組む。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

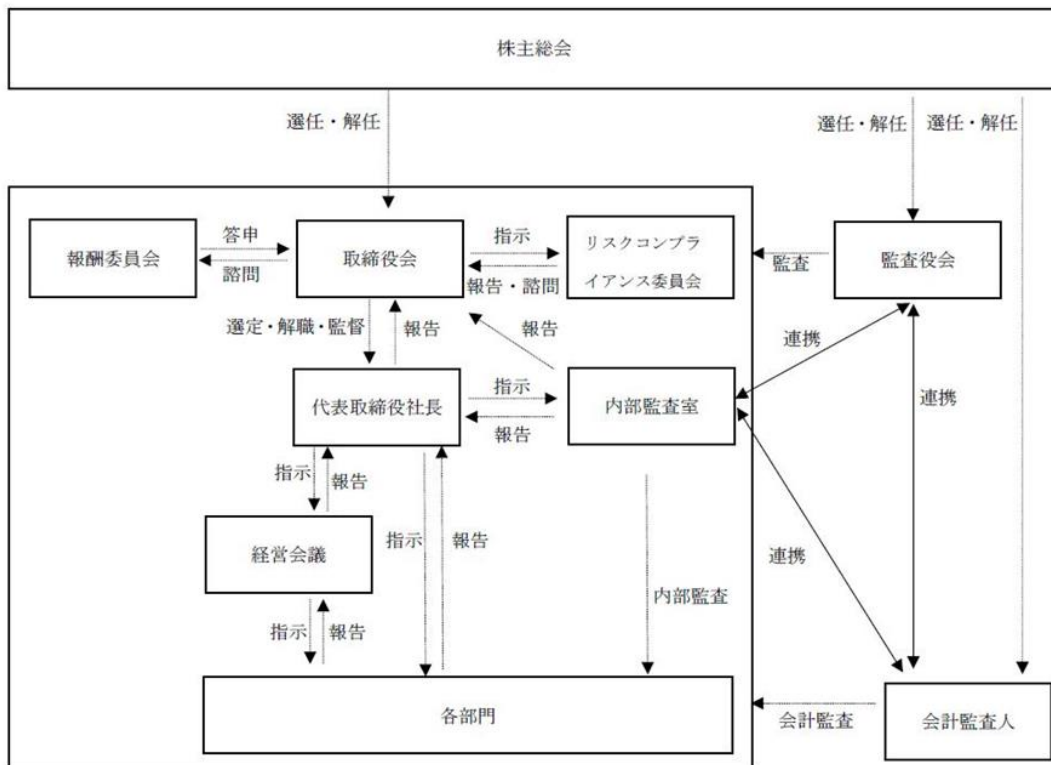
該当項目に関する補足説明

—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

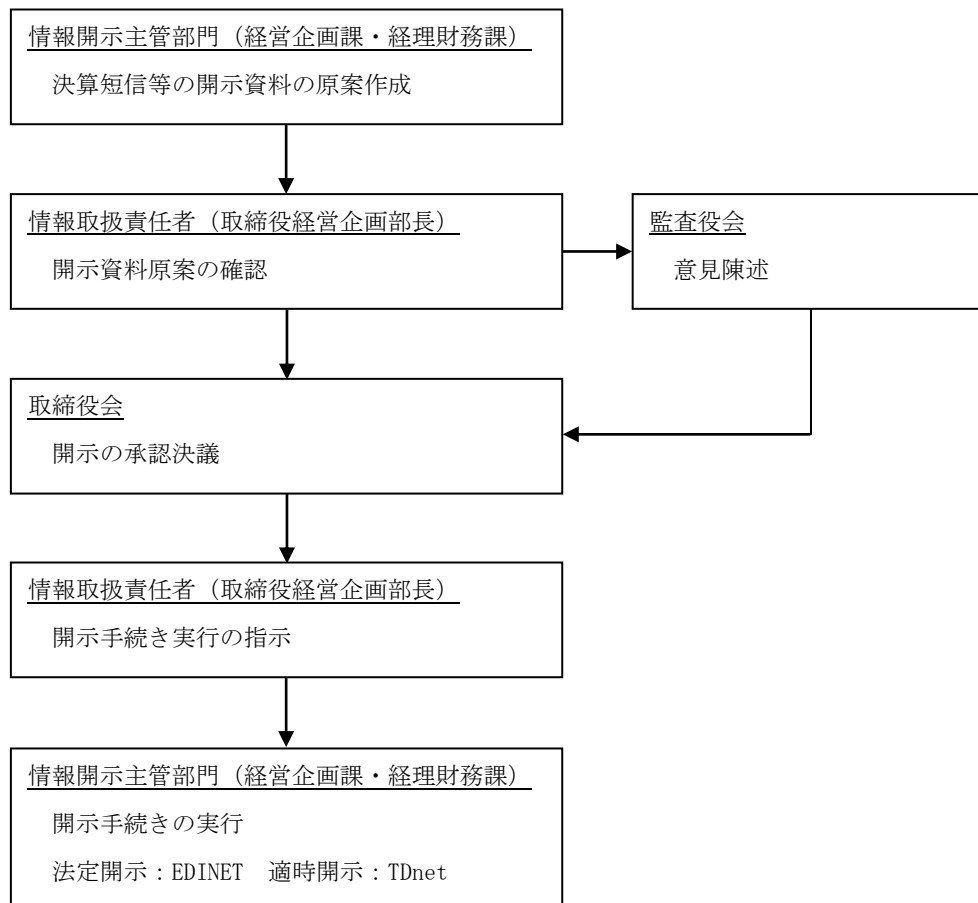
当社のコーポレート・ガバナンス体制について、参考資料として模式図を以下に示しております。

【模式図(参考資料)】

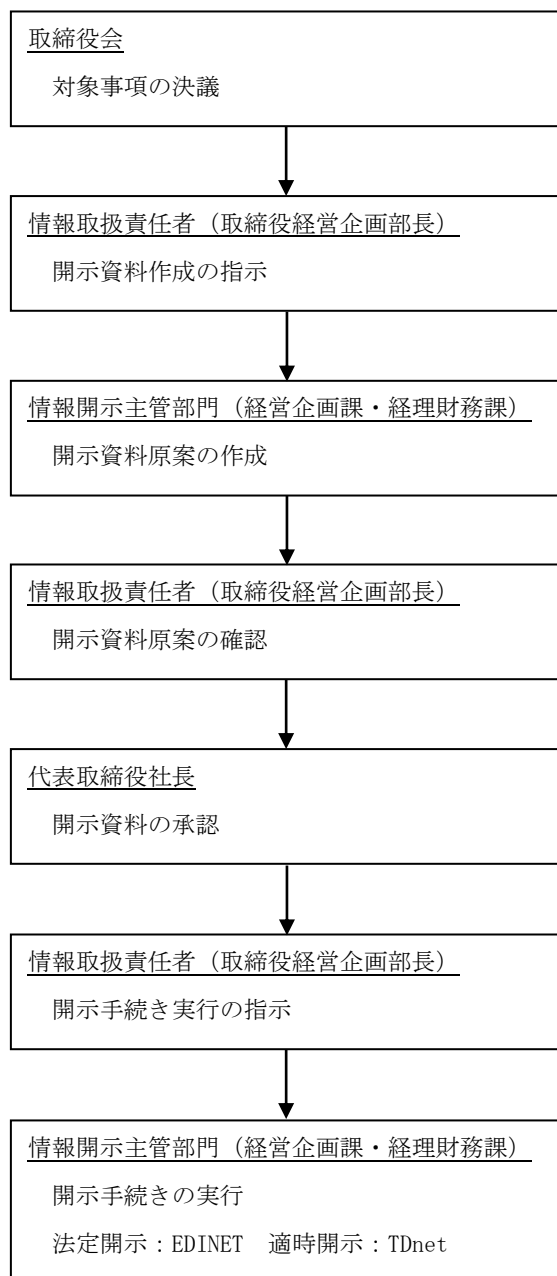


【適時開示体制の概要（模式図）】

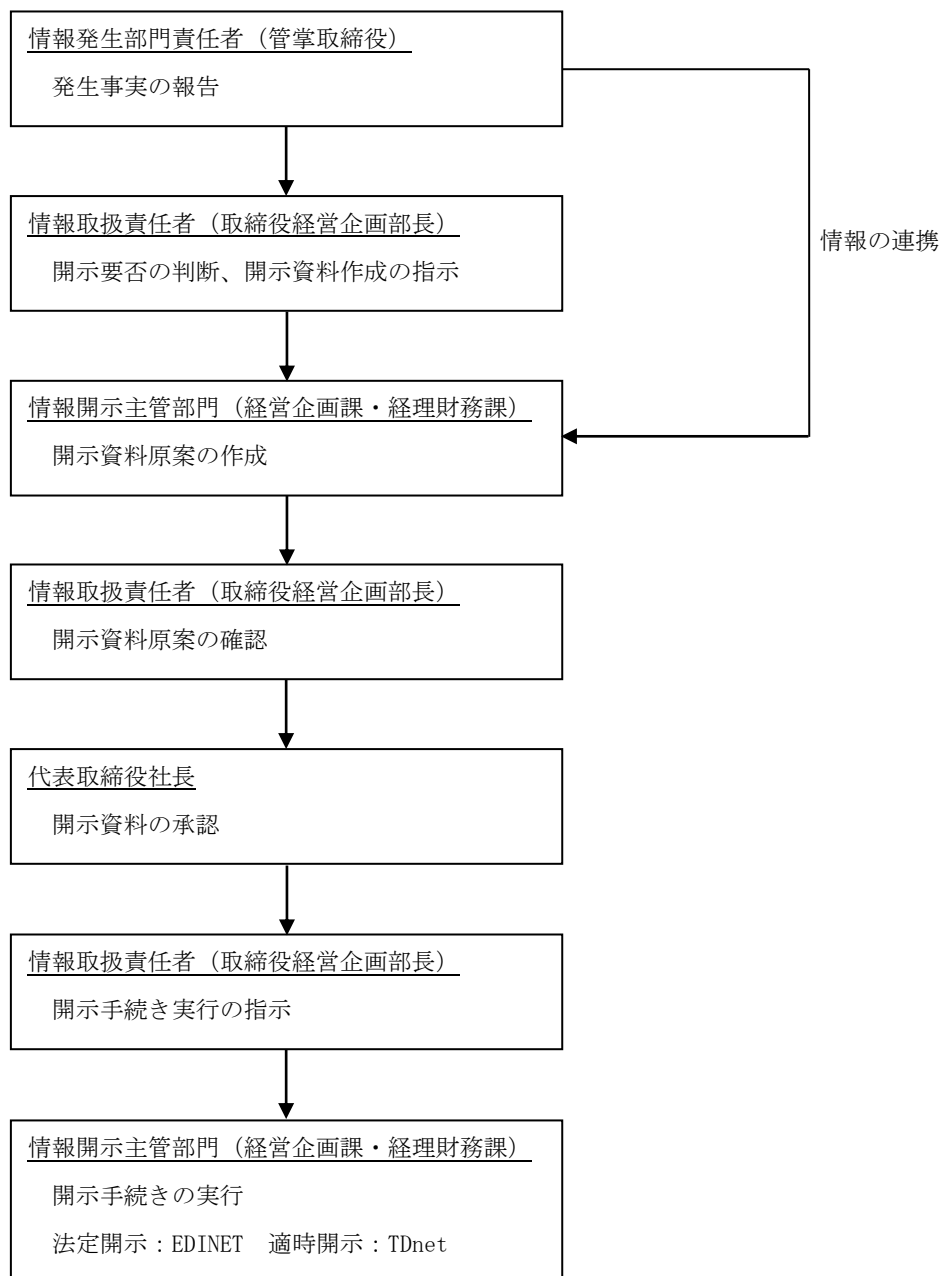
■決算情報の開示



■ 決定事実の開示



■発生事実の開示



以上